

特定建築物等の定期報告

電子報告マニュアル

本マニュアルは、建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく特定建築物、建築設備（昇降機を除く）、防火設備の定期調査・定期検査報告の電子報告を説明するものです。

一般財団法人愛知県建築住宅センター

監修 豊田市 都市整備部 建築相談課

概要と手続きの流れ

概要

定期報告書のオンライン提出について

令和3年1月1日以降、定期報告書への押印廃止がされたことに伴ない、令和5年度の報告分から、電子データの受付を行います。（従来通り、紙の報告書の受付も行っております。）

令和5年度は、愛知県内全域ではないではないので、ご注意ください。

（ご利用できる特定行政庁）

- 豊田市

（ご利用できない特定行政庁）

- 愛知県
- 豊橋市
- 岡崎市
- 一宮市
- 春日井市

※ 名古屋市は、愛知県建築住宅センターで受付が出来ません。

報告書の作成方法について

報告に必要な様式は、愛知県のホームページ等からダウンロードして作成し、PDF ファイルに出力して提出してください。PDF 以外の形式は、受付できません。

（愛知県HP：<https://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/03anzenanshin/01teiki/youshiki20210101.htm>）

受付時間外の提出は可能ですが、翌営業日の受付となります。

午後4時以降の提出分、土日祝日の提出分は、翌営業日の受付となります。

注意事項

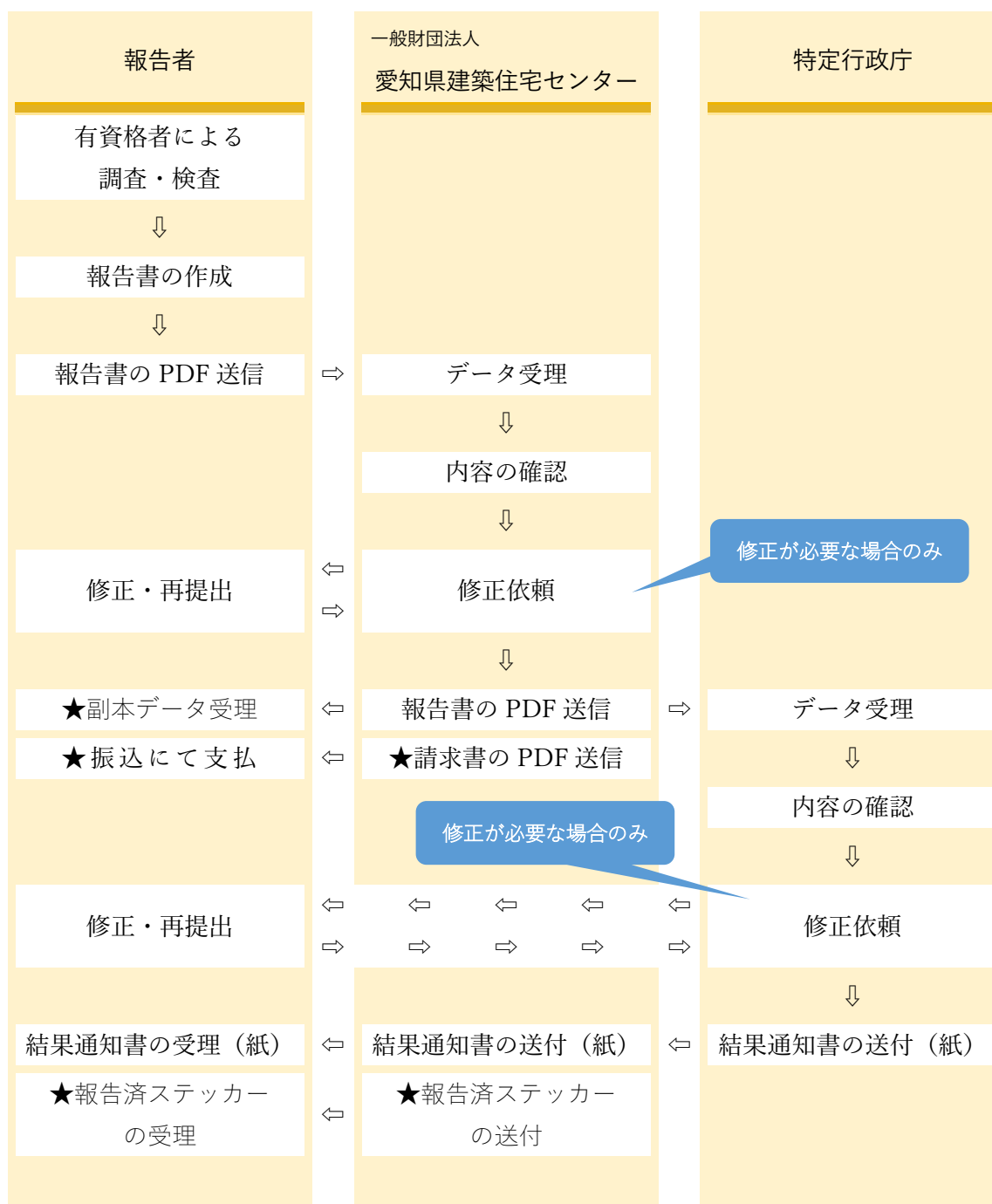
電子報告での提出及び報告書の内容について、報告者（建物所有者または管理者）の承諾を得てください。

管理番号とは

管理番号は、定期調査・定期検査報告が必要な建物一棟ずつに付番している番号です。5～6月頃に建物管理者宛に郵送している「案内通知」に記載されています。

新規の物件で、管理番号が付番されていない場合は、愛知県建築住宅センターまたは所管行政庁にお問い合わせください。

手続きの流れ



★印は、愛知県建築住宅センター支援サービス（有料）を利用した場合のみ。

電子報告の場合は、副本を電子データで返却します。

紙の副本が必要な場合は、電子報告ではなく従来どおり紙の報告書を、愛知県建築住宅センターへ提出してください。

報告済ステッカーは、愛知県建築住宅センターから報告者（建物所有者または管理者）へ結果通知書と一緒に直接郵送いたします。

報告書の作成

ファイル形式は、PDF ファイルとし報告書と概要書の 2 ファイルとしてください。

定期調査報告

書類の名前		提出ファイル名	ファイル形式
定期調査報告概要書	→	管理番号- 調査概要書	PDF
定期調査報告書	1 ファイルに 結合してくだ さい。	管理番号- 調査報告書	PDF
調査結果表			
関係写真			
付近見取図			
配置図			
各階平面図			

定期検査報告（建築設備）

書類の名前		提出ファイル名	ファイル形式
定期検査報告概要書	→	管理番号- 設備概要書	PDF
定期検査報告書	1 ファイルに 結合してくだ さい。	管理番号- 設備報告書	PDF
認定等概要書			
検査結果表			
別表 1～4			
関係写真			
各階平面図（建築設備図）			

定期検査報告（防火設備）

書類の名前		提出ファイル名	ファイル形式
定期検査報告概要書	→	管理番号- 防火概要書	PDF
定期検査報告書	1 ファイルに 結合してくだ さい。	管理番号- 防火報告書	PDF
認定等概要書			
検査結果表			
関係写真			
各階平面図（建築設備図）			

提出する PDF ファイルは、紙のスキャンは避け、Excel、Word 等から直接 PDF 化を推奨します。

報告書等のデータは、以下のファイル名にしてください。

ファイル名規則

管理番号－報告種別

【例】

管理番号：0123456 の**定期調査**報告の場合

0123456-調査報告書.pdf

0123456-調査概要書.pdf

【例】

管理番号：0123456 の**建築設備**報告の場合

0123456-設備報告書.pdf

0123456-設備概要書.pdf

【例】

管理番号：0123456 の**防火設備**報告の場合

0123456-防火報告書.pdf

0123456-防火概要書.pdf

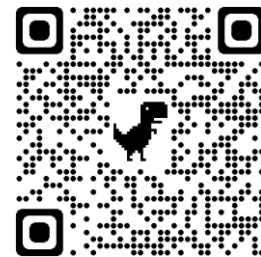
PDF 形式以外や、ファイルの結合が出来ていない場合は、受付が出来ませんのでご注意ください。

報告方法

報告サイトで使用するブラウザは、Google Chrome、Microsoft Edge の最新バージョンを推奨します。

報告書の PDF 送信方法

ブラウザより「<https://www.abhc.jp/jigyo/teiki/denshi/>」にアクセスすると、下図の画面が表示されます。



建築基準法第 12 条に基づく特定建築物等の定期報告

特定建築物等の電子報告

[電子報告マニュアル](#)

電子報告の操作方法

- 手続前に、[電子報告マニュアル](#)を、ご一読ください。

ご利用上の注意

- 一般財団法人愛知県建築住宅センターは、本サイトがすべての利用者のコンピュータ上で正常に動作することを保証するものではありません。
- 本サイトで使用するブラウザは、Google Chrome、Microsoft Edgeの最新バージョンを推奨します。
- 電子報告は、いつでも提出可能ですが、愛知県建築住宅センターの受付時間（9:00～16:00）外の提出は、翌営業日の受付となります。
（例：午後4時以降の提出分、土日祝日の提出分は、翌営業日の受付となります。）

特定建築物等の電子報告ご利用条件

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 令和5年度は、愛知県内全域ではないので、ご注意ください。
（ご利用できる特定行政庁） <ul style="list-style-type: none"> • 豊田市 | <ul style="list-style-type: none"> • （ご利用できない特定行政庁） <ul style="list-style-type: none"> • 愛知県 • 豊橋市 • 岡崎市 • 一宮市 • 春日井市 |
|---|---|

※ 名古屋市は、愛知県建築住宅センターで受付が出来ません。

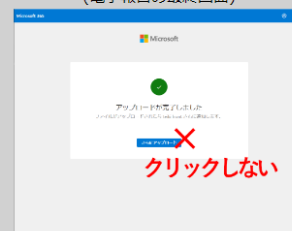
- 本サイトで報告できるものは、建築物調査・建築設備（昇降機を除く）・防火設備の各定期報告書になります。
- 同一物件は、建築物調査・建築設備（昇降機を除く）・防火設備を同時に報告いただけます。別物件の報告は、このページに戻って頂き**最初から手続**をお願いいたします。
- アップロードするファイルは、PDF形式とし、報告書と概要書の2ファイルとし

※注意

電子報告の最終画面（アップロードが完了しました）に出てくる

さらにアップロード は、クリックしないでください。

（電子報告の最終画面）



- この画面が出たら、報告書の提出が完了しています。ウインドウを閉じてください。
- 別の物件を報告する場合は、[最初のページ](#)に戻って、改めて報告を行ってください。

次ページに続きます。

いたします。

- アップロードするファイルは、PDF形式とし、報告書と概要書の2ファイルとしてください。PDF形式以外や、ファイルの結合が出来ていない場合は、受付が出来ません。（詳しくは、[電子報告マニュアル](#)を参照）
- 報告書の内容を修正する場合は、修正部分のみではなく、全ページを再送信してください。

一般財団法人愛知県建築住宅センターの支援サービス（有料）について

- 支援サービスを利用する場合は、有料となります。支援サービスを利用しない場合は、無料で報告することが出来ます。（[支援サービスとは](#)）
- 電子報告の場合は、副本を電子データで返却します。
紙の副本が必要な場合は、電子報告ではなく従来どおり紙の報告書を、愛知県建築住宅センターへ提出してください。
- 報告済ステッカーは、愛知県建築住宅センターから結果通知書と一緒に報告者（建物所有者または管理者）へ直接郵送いたします。

上記のご利用条件の全てに同意しますか

同意する **同意しない（利用しない）**

一般財団法人愛知県建築住宅センター

説明を確認し、「同意する」をクリックします。

画面左の注意書きもよく読んでください。

情報の入力

提出者情報・建物情報・支援サービスを入力してください。

1 物件ずつ電子報告を行ってください

[電子報告マニュアル](#)

入力項目を全て入力し、ページ一番下にある「入力内容の確認」ボタンをクリックしてください。

■ 提出者情報

【名前】

【会社名】

【メールアドレス】

【電話番号】

■ 建物情報

【管理番号】 [管理番号とは（Q&AのQ1）](#)

【名称】

【新規・修正】

■ 支援サービス

【支援サービスの利用】 [支援サービスとは（Q&AのQ5）](#)

副本や報告済証（シール）の発行はありません。

入力内容の確認

※注意

電子報告の最終画面（アップロードが完了しました）に出てくる **さらにアップロード** は、クリックしないでください。

（電子報告の最終画面）

管理番号が分からない場合は、愛知県建築住宅センターまたは、所管行政庁へお問い合わせください。

別の物件を報告する場合は、[最初のページ](#)に戻って、改めて報告を行ってください。

センターから修正依頼があり、修正図書を送る場合は、修正図書を選択。
修正ファイルは修正部分のみではなく、全ページを準備してください。

全ての項目を入力し、「入力内容の確認」をクリックします。

入力内容の確認

入力内容の確認をしてください。入力内容に誤りがある場合は、「修正する」ボタンをクリックして入力画面に戻ってください。

入力内容の確認をお願いします。

提出者情報	
名前	豊田 太郎
会社名	〇〇〇建築士事務所
メールアドレス	toyota@sekkei.co.jp
電話番号	0565-00-0000

建物情報	
管理番号	0123456
名称	豊田西町ビル
新規・修正	新規登録

支援サービス	
支援サービスの利用	サービスなし

この内容でよろしいですか？

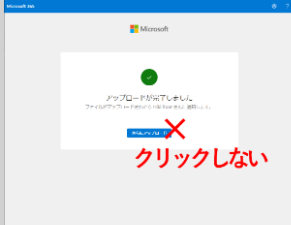
修正する

ファイルのアップロード

※注意

電子報告の最終画面（アップロードが完了しました）に出てくる **さらにアップロード** は、クリックしないでください。

(電子報告の最終画面)



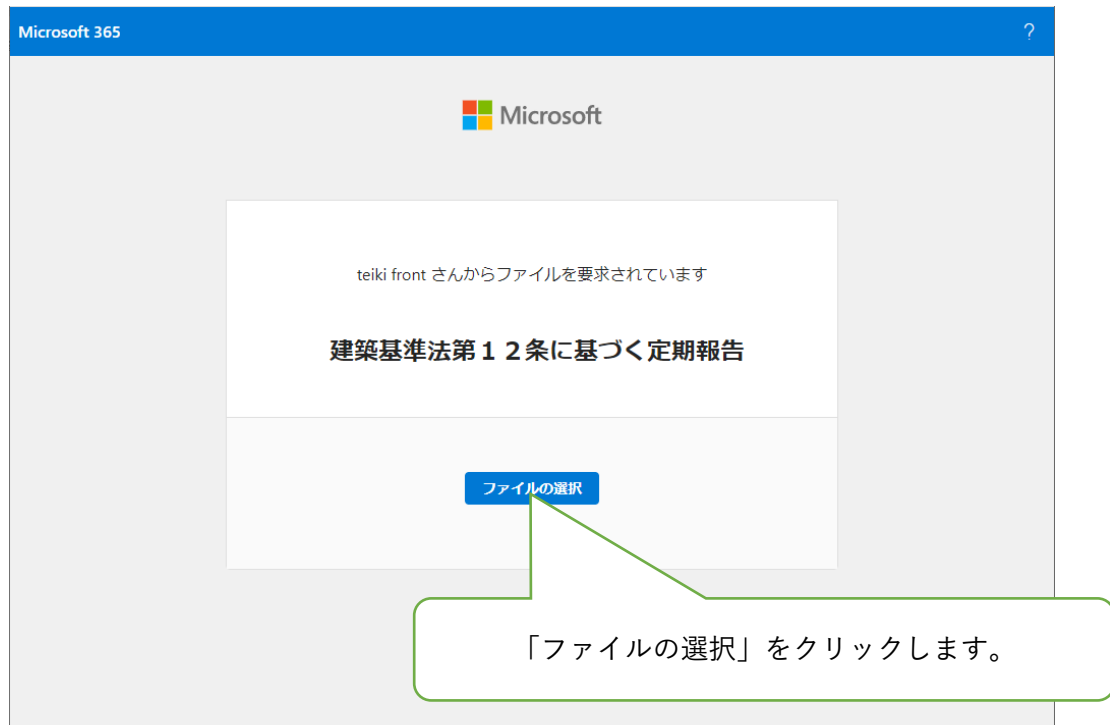
- この画面が出たら、報告書の提出が完了しています。ウインドウを閉じてください。
- 別の物件を報告する場合は、[最初のページ](#)に戻って、改めて報告を行ってください。



入力内容を確認し正しい場合は
「ファイルのアップロード」をクリック

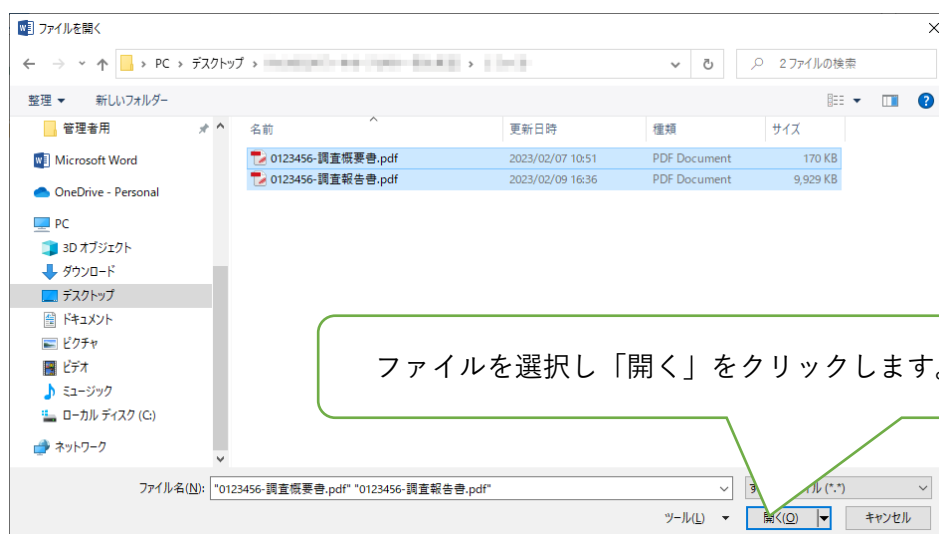
ファイルのアップロード

PDF ファイルの送信には、Microsoft 社の OneDrive を使用しています。



事前に準備しておいた、報告書と概要書の PDF ファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックします。

同時に、同一物件の建築物調査・建築設備（昇降機を除く）・防火設備を報告する場合は、全てのファイルを選択してください。



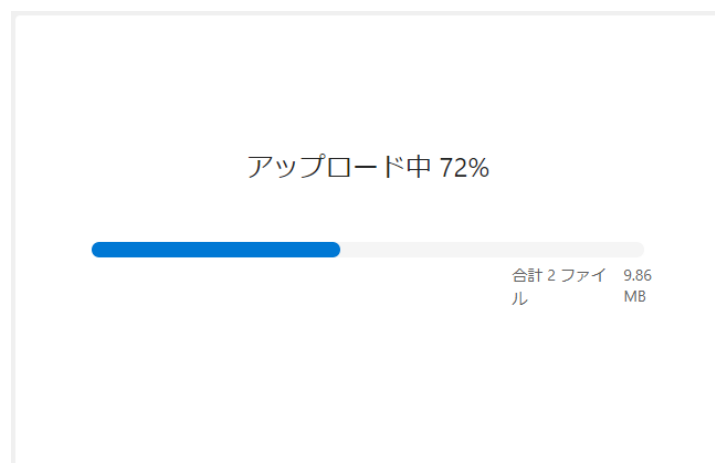
ファイルの確認

添付結果にファイル名が表示されていることを確認します。

追加がなければ、提出者の名前を入力し、「アップロード」をクリックしてください。

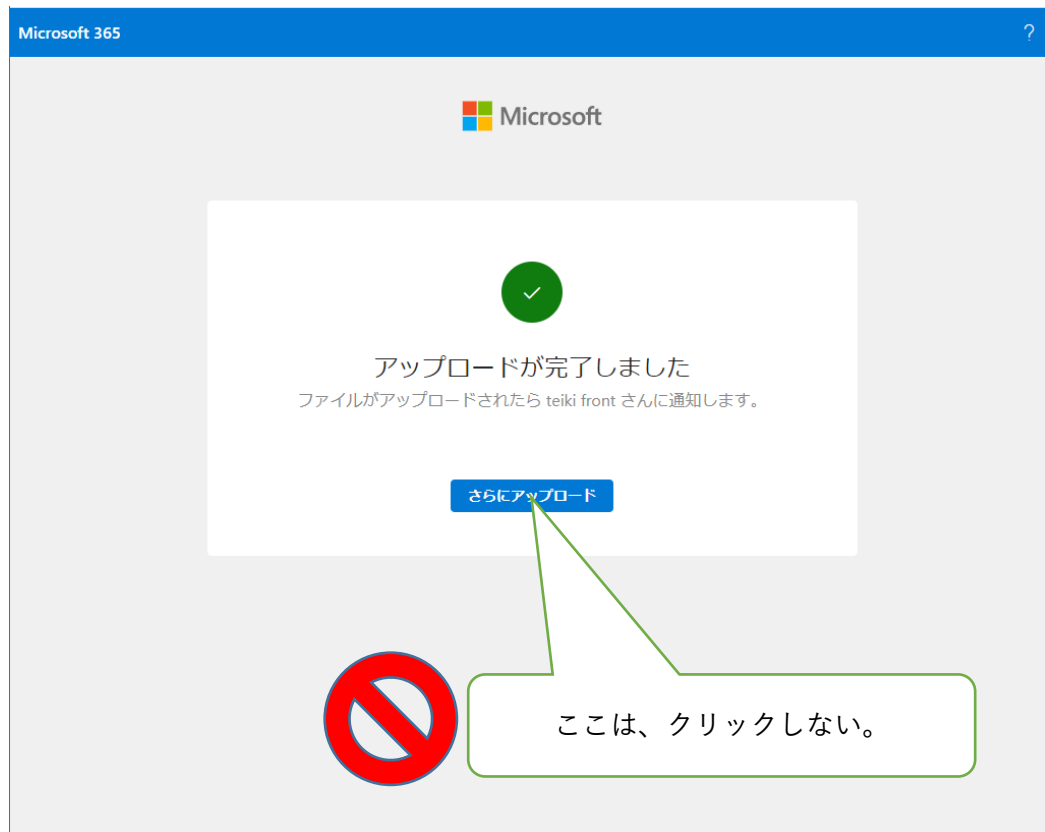
The screenshot shows the Microsoft 365 upload interface. At the top, it says "Microsoft 365". Below that is the Microsoft logo. The main content area has a message: "teiki frontさんからファイルが要求されています" (A file is requested from teiki front). Below this is the title "建築基準法第12条に基づく定期報告" (Regular report based on Article 12 of the Building Standards Law). There are two file upload boxes, each containing a file named "0123456-調査概要書.pdf" and "0123456-調査報告書.pdf". Below these is a link "+ その他のファイルを追加" (Add other files) and a counter "合計 2 ファイル" (Total 2 files). There are two input fields for the submitter's name: "名*" (Name) with the value "太郎" (Taro) and "姓*" (Surname) with the value "豊田" (Toyoda). A blue "アップロード" (Upload) button is at the bottom. Two green callout boxes provide instructions: one points to the "姓*" field with the text "提出者の名前を入力してください。" (Please enter the submitter's name.), and the other points to the "アップロード" button with the text "アップロードをクリック" (Click Upload).

アップロード完了まで、しばらくお待ちください。



提出完了

この画面が表示されたら、提出完了です。



提出されたファイルを、愛知県建築住宅センターの職員が確認をします。
質疑事項がある場合は、メールまたは電話で連絡をします。修正ファイルは修正部分のみではなく、全ページを再送信してください。

別物件の報告がある場合は、最初のページ「<https://www.abhc.jp/jigyo/teiki/denshi/>」に戻り電子報告をお願いします。

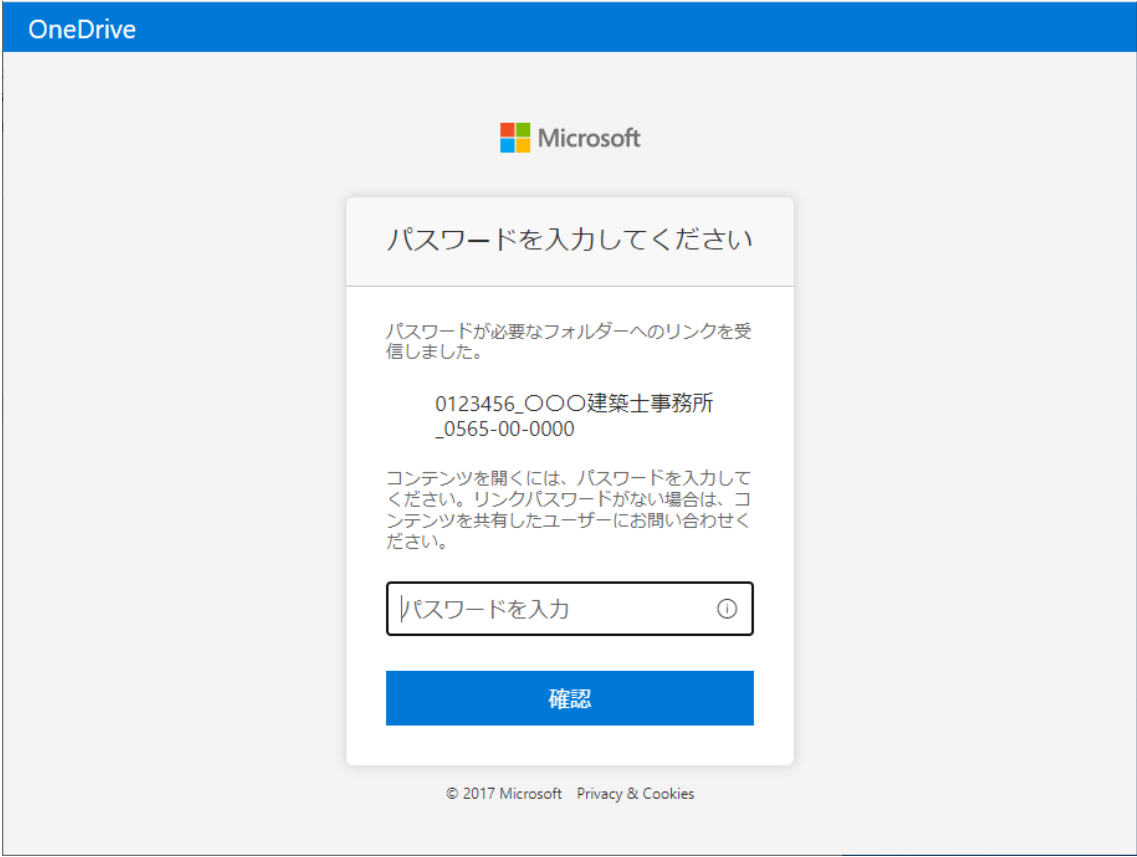
副本データのダウンロード方法

※支援サービスをご利用いただいた方は、副本データをダウンロードすることが出来ます。

迷惑メールとならないように、メールソフトを teiki@abhc-mail.jp からの「メールを受け取る」に設定してください。

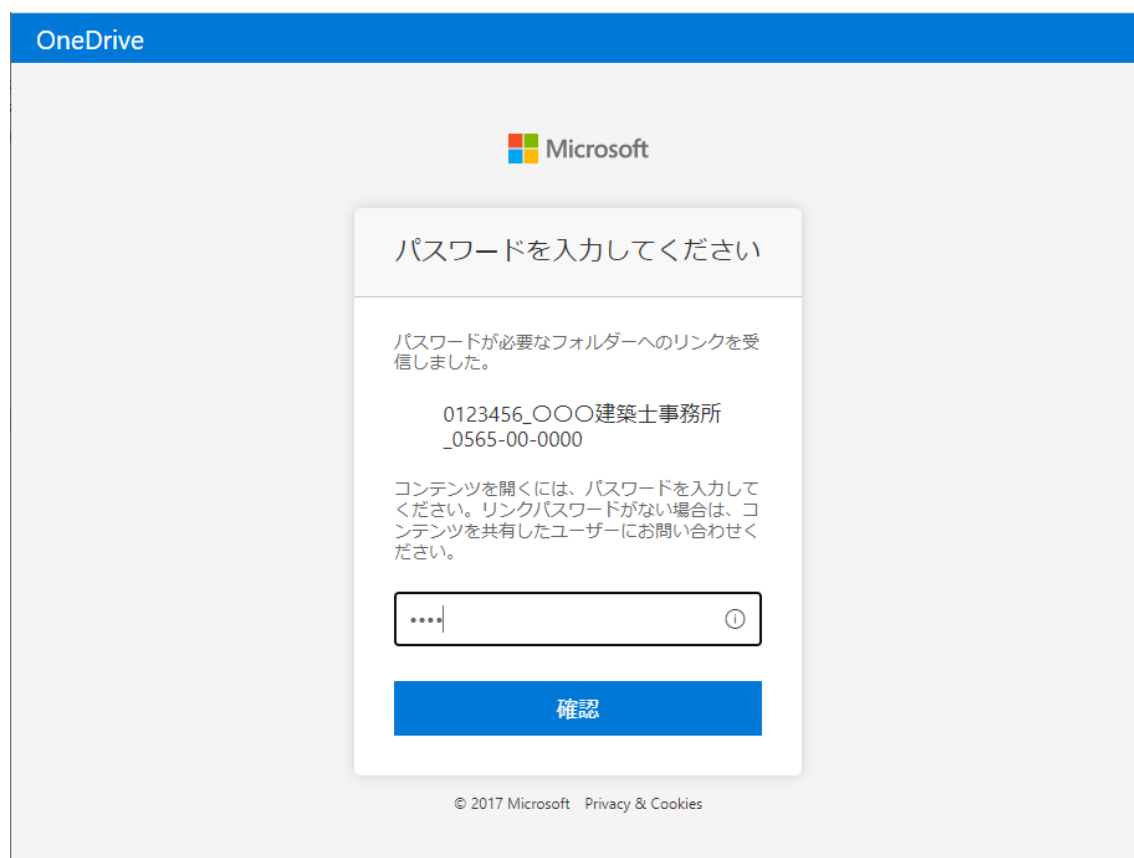
データの保存期間は、メール送信日から2週間となっています。保存期間を超えると、自動的に削除されますので、早めのダウンロードをお願いします。

書類の内容確認後に、メールにてダウンロードアドレスをお伝えしますので、ブラウザから開いてください。



The image shows a OneDrive web interface for password authentication. At the top is a blue header with the 'OneDrive' logo. Below it is the Microsoft logo. The main content area is a white box with a light gray border. Inside, the title 'パスワードを入力してください' (Please enter your password) is displayed. Below the title, a message states: 'パスワードが必要なフォルダーへのリンクを受信しました。' (You have received a link to a folder that requires a password). This is followed by the identifier '0123456_〇〇〇建築士事務所_0565-00-0000'. A paragraph explains: 'コンテンツを開くには、パスワードを入力してください。リンクパスワードがない場合は、コンテンツを共有したユーザーにお問い合わせください。' (To open the content, please enter the password. If there is no link password, please contact the user who shared the content). Below this is a text input field with the placeholder 'パスワードを入力' (Enter password) and a small circular icon with an 'i' on the right. At the bottom of the input area is a blue button labeled '確認' (Check). At the very bottom of the page, there is a small copyright notice: '© 2017 Microsoft Privacy & Cookies'.

パスワードは、新規報告時に入力した電話番号の下四桁で設定してあります。



ダウンロードをクリックすると、ZIP 形式で圧縮されたファイルがダウンロードされますので、展開してご利用ください。



データの保存期間は、メール送信日から2週間となっています。保存期間を超えると、自動的に削除されますので、早めのダウンロードをお願いします。

特定行政庁等一覧

(令和 5 年 4 月 1 日)

行政庁名	部 課 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
愛 知 県	建築局 建築指導課 建築物安全安心グループ	460-8501	名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号 (東大手庁舎 4 階)	052-954-6587
	尾張建設事務所 建築課 企画グループ	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目 6 番 1 号 (三の丸庁舎 6 階)	052-961-1845
	知多建設事務所 建築課 企画・指導グループ	475-0828	半田市瑞穂町二丁目 2 番地の 1	0569-21-3245
	西三河建設事務所 建築課 企画・指導グループ	444-0860	岡崎市明大寺本町一丁目 4 番地 (西三河総合庁舎 5 階)	0564-27-2734
	東三河建設事務所 建築課 企画・指導グループ	440-0801	豊橋市今橋町 6 番地	0532-52-1315

豊 橋 市	建設部 建築指導課 管理・監察グループ	440-8501	豊橋市今橋町 1 番地	0532-51-2588
岡 崎 市	都市政策部 建築指導課 監察指導係	444-8601	岡崎市十王町二丁目 9 番地	0564-23-6816
一 宮 市	建築部 建築指導課 建築安全推進グループ	491-8501	一宮市本町二丁目 5 番 6 号	0586-28-8644
春日井市	まちづくり推進部 建築指導課 建築指導担当	486-8686	春日井市鳥居松町五丁目 44 番地	0568-85-6324
豊 田 市	都市整備部 建築相談課 審査担当	471-8501	豊田市西町三丁目 60 番地	0565-34-6649

定期報告受付等代行機関 (定期報告書の提出窓口は、一般財団法人愛知県建築住宅センターです。)

一般財団法人愛知県建築住宅センター (定期報告担当)	460-0008	名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号 (昭和ビル 2 階)	052-264-4053
〃 岡崎事務所	444-0201	岡崎市上和田町字城前 18 番地	0564-71-6161
〃 一宮事務所	491-0024	一宮市富士三丁目 1 番 25 号	0586-28-7811

Microsoft、Edge、OneDrive、Microsoft 365 は、Microsoft Corporation の米国及びその他の国における商標または登録商標です。

Google、Google Chrome は、Google Inc. の商標または登録商標です。